

鳥取市景観計画 現行計画の検証

現行計画は、本市の特性を活かした良好な景観形成に寄与し、一定の実績と成果を上げてきた。

しかし、策定から15年以上が経過し、これまでの取り組みが有効であったのか、しっかり検証を行うことが必要である。また、景観をとりまく社会情勢等は大きく変化しており、新たな取組に対応していくためには、本市の実情に合った施策を見直す必要がある。

このため、現行計画の検証を行い、計画改定の視点を整理する。

検証① 現行計画の基本方針による取り組み状況 → 一定の成果もあるが、抽象的で成果がわかりにくいものがあるため、関係各課へのヒアリングにより、今後の方向性を整理する

【景観形成の基本方針1】心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成

区分	基本方針	実施施策等	担当課	実績と現状	評価と課題	改定の方向性
① 自然緑地 景観 (山林・ 丘陵地)	◇市街地の背景や眺望対象となっている山のスカイライン(空を区切って作る輪郭)や斜面緑地の保全に努めます。	鳥取市景観計画における久松山山系景観形成重点区域内の行為の制限	都市企画課	建築物、工作物等について、「久松山の眺望を阻害しない」といった基準により景観誘導を行っている。	・「山の眺望を阻害しない」といった基準について、眺望する視点場等や仰角等の基準が定められていない。	・山あて(視点場、景観軸)等の景観形成の方針の策定を検討する。 ・近年増加している工作物(太陽光発電、風力発電施設、電波塔等)の景観形成の方針の策定を検討する。 ・色彩のマンセル値を色見本等で表現することを検討。
	◇建築物や工作物は、森林や緑地に調和する形態、規模、色彩となるよう誘導します。	鳥取市景観計画における行為の制限	都市企画課	建築物、工作物等について位置、規模、色彩、緑化等の基準を定め景観誘導を行っている。	・太陽光及び風力発電施設など、再生可能エネルギー施設に対する景観形成の基準が定められていない。	
	◇開発においては、事前協議等により周辺の地形や植生等環境に与える影響を最小限になるよう努めます。	鳥取市景観計画における行為の制限	都市企画課	開発行為について周辺景観との調和等の基準を定め景観誘導を行っている。	・色彩は、行為の制限においてマンセル値で示されているが、一般の方に対して分からない。	
	◇長期的な管理計画に基づき、造林地での間伐や枝打ち、里山自然林での下草刈りなどの手入れを進め、四季の変化に富んだ彩り豊かな森林の保全・創出に努めます。	鳥取市森林整備計画	林務水産課	市有林(市行造林)について、森林組合等に保育、間伐等を委託することにより適切に管理している。		
② 自然緑地 景観 (海浜)	◇海浜の開放感を確保するため、建築物は極力セットバック(敷地境界線から後退させて建てる)し、緑化をうながします。	鳥取市景観計画における因幡白兔景観形成重点区域内の行為の制限	都市企画課	建築物等について国道9号線や隣地からの後退基準を定め景観誘導を行っている。	・景観計画策定時に想定されていなかった工作物等(太陽光発電、風力発電施設等)の設置が増えているが、景観形成の基準が定められていない。	・届出を要する行為及び規模要件の見直しを行う。
	◇松林や松並木を適切に維持管理するとともに、被害木跡地に補植を行い、海浜らしい魅力的な連続景観の形成に努めます。	鳥取市森林整備計画	林務水産課	砂丘と青島について松くい虫の防除を計画的に実施している。		
	◇海岸侵食対策として、景観に配慮した潜堤(離岸堤)等を計画的に整備することによって、海浜の安定化を図ります。	鳥取市沿岸の漁港海岸における海岸保全施設の長寿命化計画	林務水産課	市が管理する海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき管理を行っている。		
③ 水辺景観	◇堤防や河川敷を活用した親水空間の創出、沿岸の緑化・修景、プロムナード(散歩道・遊歩道)整備など、うるおいのある水辺景観の形成に努めます。	湖山池ナチュラルガーデンの整備	河川公園課	親水修景や沿岸の緑化に考慮し、平成24～25年度に湖山池ナチュラルガーデンを整備した。	・湖山池周辺にあたっては、湖山池景観形成重点区域の指定により、地域の特色を生かした景観誘導が実施されている。	・湖山池景観形成重点区域以外にも、水辺等の特色が現われ良好な景観の形成が特に必要とされる場所については景観形成重点区域の指定を検討する。
		鳥取市景観計画における湖山池景観形成重点区域内の行為の制限	都市企画課	建築物、工作物等について、「湖山池の眺望を阻害しない」といった基準により景観誘導を行っている。		

	◇護岸等の整備にあたっては、生態系や景観に配慮した自然河岸の整備に努めます。	美しい山河を守る災害復旧基本方針	河川公園課	災害復旧時において、方針に基づいた環境配慮型の方法で復旧を行っている。		
	◇美しい橋梁の整備に努めるとともに、橋上や橋のたもとからの眺望景観を大切にします。	鳥取市景観形成条例に基づく鳥取市景観形成審議会の設置	都市企画課	国道53号若桜橋の高欄嵩上げについて、景観形成審議会による景観の意見聴取を行った。		

【景観形成の基本方針2】歴史・文化資源を活用した落ち着いた風格がある景観の形成

区分	基本方針	実現施策等	担当課	実績と現状	評価と課題	改定の方向性
① 歴史的 景観	◇史跡周辺の道路、河川、田園集落地等では、歴史的環境に調和した閑静なたたずまいを持った景観を維持・保全します。	久松地区街なみ環境整備事業	都市企画課	市道山の手通りの整備等、歴史的景観に調和した道路整備等を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観を形成する史跡等について、景観を保全していく具体的な取り組み等が必要。 重点区域内の公共施設における外構の色彩はブラウン系に配慮されているが、現状色相に関する明確な基準がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観を眺望する基準となる場所として「ビューポイント」の指定を検討する。 重点区域内の外構について、色彩の統一を図ることなどを検討。
	◇市街地内の歴史的な街なみは本市の観光拠点にふさわしい景観形成を目指し、住民の協力のもとで現況の形態や色彩等の維持に努めます。	鳥取市景観計画における久松山山系景観形成重点区域内の行為の制限	都市企画課	建築物、工作物等について形態、色彩等の基準を設け景観誘導を行っている。		

【景観形成の基本方針3】にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造

区分	基本方針	実現施策等	担当課	実績と現状	評価と課題	改定の方向性
① 農山漁 村景観	◇優良な水田の保全、耕作放棄地の再生・利活用等に取り組み、良好な田園風景や水辺景観と一体となったゆとりとうるおいのある景観の形成に努めます。	鳥取市とっとり共生の里保全活動推進事業 とっとり農村資源保全活動推進事業	農村整備課	中山間地域農村の維持・活性化を図るため、学生・企業等の多様なサポーターとの協働による取り組みを支援している。	<ul style="list-style-type: none"> 景観の特色が現れている地域については、特色に合わせた景観保全の取り組み等が必要。 景観形成の観点からの林や樹木等の保全の取り組みがされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観の特色が現れている地域について、景観形成重点区域や地区計画等の指定による保全を検討する。 景観上重要な樹木等について「景観重要樹木」の指定を検討し保全の取り組みを推進していく。
	◇建築物や看板・擁壁等の工作物は、田園景観と調和したデザインに誘導し、生け垣等の緑化を促進します。	鳥取市景観計画における行為の制限	都市企画課	建築物・工作物に対し位置、形態、色彩、緑化等について基準を設け景観誘導を行っている。		
	◇既存の農村集落の形態や緑地の維持に努め、特に屋根並みの一体感を保全します。	都市計画法に基づく地区計画の決定	都市企画課	地区計画により、良好な田園集落の整備を推進している。		
	◇鎮守の森や屋敷林が見られる場所では、その保全を進め、建築物が緑の中に見え隠れする集落景観を守り育てます。	鳥取市指定保存樹木・樹林(名木・古木)	生活環境課	指定保存樹林等について、管理者による点検や剪定等により保全がされている。		
	◇美しい海岸線にたたずむ漁業集落景観を保全するとともに、港町の活気と個性が感じられる漁村の風景づくりに努めます。	浜村地区まちづくり ランドデザイン	地域振興課	漁港及び周辺地域でのイベント開催の支援を行う等、「漁業が活発なまち」を目指した取り組みを行っている。		
② 住宅地 景観	◇敷地内の植栽や生け垣の設置等の推進により、緑豊かなうるおいのある住環境を創出します。	都市計画法に基づく地区計画の決定	都市企画課	住居系地区の地区計画では生垣を推進するなど緑化に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> 行為の制限により、特に4つの景観形成重点区域にあっては地域の特性を活かした景観誘導が実施されている。 空き家等により景観が阻害され 	<ul style="list-style-type: none"> 4つの景観形成重点区域以外でも、特色が現われ良好な景観の形成が特に必要とされる場所については景観形成重点区域の指定を検討する。

【景観形成の基本方針3】にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造						
区分	基本方針	実現施策等	担当課	実績と現状	評価と課題	改定の方向性
	◇建築物の高さや屋根形状、色彩等を統一することによって、道路面から見て連続感が感じられる街なみへの誘導を図ります。	鳥取市景観計画における鹿野城下町景観形成重点区域内の行為の制限	都市企画課	建築物、工作物等について外観の基準を定め景観誘導を行っている。	ている。	・景観を阻害する要因の一つである空き家等に対する検討が必要。
	◇外壁等の材質は、地域の風土に合った自然素材の活用に努め、周辺景観との調和に配慮します。	鳥取市景観計画における行為の制限	都市企画課	建築物、工作物等について素材に関する基準を定め景観誘導を行っている。		
	◇屋上設備や室外機等は、通りから目立たない配置、建築物と一体的な意匠、または緑化による修景等に努め、周辺景観との調和を図ります。	鳥取市景観計画における行為の制限	都市企画課	建築物、工作物等について屋上設備等に関する基準を定め景観誘導を行っている。		
	◇計画的に整備された住宅地は、豊かな住環境の継承を図るため、地区計画や緑化協定、建築協定等による良好な街なみの維持・向上を促進します。	都市計画法に基づく地区計画の決定	都市企画課	地区計画を定め、良好な住環境の整備を推進している。		
③ 商業業務地景観	◇建築物・工作物や広告物等は、位置、形態、色彩等について規制、誘導を行い、統一感のある美しい景観形成に努めます。	鳥取市景観計画における行為の制限 鳥取市屋外広告物条例	都市企画課	建築物・工作物に対し位置、形態、色彩等について基準を設け景観誘導を行っている。	・デジタルサイネージ等新しい形態の広告物等に対する基準や対応が必要。 ・空き店舗・空地に関する景観形成上の具体的な方針等が定められていない。	・デジタルサイネージの手引きに関する内容を景観計画に記載する。 ・空き店舗・空地等が景観形成上の課題であることを整理し、方針について検討する。
	◇近年増加している空店舗や空地は、連続したにぎわいのある景観を確保するため、事業者や地域住民との協働による有効活用を推進します。	鳥取市リノベーションまちづくり構想	まちなか未来創造課	先行エリアを定め、まちに新たな取り組みを創出するためまちづくりワーケーションプログラムの開催等空き店舗の活用に取り組んでいる。		
	◇歩行者が歩いて楽しい快適で魅力的な空間形成を図るため、歩道や広場整備における統一的なデザインづくりや電線類の地中化等を推進します。	鳥取市無電柱化推進計画	道路課	令和2年より事業着手し、市道弥生橋通りの一部無電柱化を実施中。		
	◇中高層建築等が集中する地域は、圧迫感や周辺景観との違和感の解消を図るため、敷地周囲の緑化を促進するとともに、久松山のランドマークを阻害しないように努めます。	鳥取市景観計画における久松山系景観形成重点区域内の行為の制限	都市企画課	建築物や工作物について緑化や規模の基準を定め景観誘導を行っている。		

【景観形成の基本方針4】まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成						
区分	基本方針	実現施策等	担当課	実績と現状	評価と課題	改定の方向性
① 道路景観	◇在来樹種を主体とした街路樹の導入を積極的に図り、市の「顔」としてのイメージづくりを行います。	街路樹の伐採・剪定等の維持管理	道路課	道路パトロールの実施および住民からの通報等により、現地確認を行い必要箇所について伐採・剪定を実施している。	・道路等の公共施設について、景観の観点からの良好な景観形成のための基準等が定められていない。	・本市が公共事業を行うにあたり遵守すべき、良好な景観の形成のための指針を策定する。
	◇一体感・連続感のある景観形成を図るため、広告物やファサード（建築物の正面）の統一、駐車場の修景等を促進します。	鳥取市公共サインガイドライン	都市企画課	ガイドラインに沿った公共サインの設置により統一感のある景観形成を図っている。		

	◇ストリートファニチャー（屋外装置物）や舗装などの整備にあたっては、地産地消の観点から、地場の材料や技術を可能な限り活用し、地域の風土に根ざした道路空間を創出します。	久松地区街なみ環境整備事業	都市企画課	市道山の手通りの整備について、地元県内産の材料を使用することで地域の風土にあう道路空間の確保を図った。		
② 公園緑地景観	◇多様な市民ニーズに応えるため、公園や広場を魅力的なオープンスペースとして整備するとともに、これらのネットワーク化、さらには公園・広場を核とした都市景観の形成に努めます。	都市公園の整備	河川公園課	弥生公園等について、魅力的なオープンスペースとして整備を実施した。	・景観の観点からの、緑地や並木に対する具体的な景観形成の方針や基準等が定められていない。	・緑地や並木等について、良好な景観を形成しているものについては景観計画に位置付けることを検討する。
	◇公園緑地は、周辺景観に調和した植栽や修景デザインに努め、野性味のある豊かな緑の創出に取り組みます。	鳥取市協働による芝生化	河川公園課	市内61箇所の都市公園および公共空地で協働による芝生化を実施した。		
③ 公共公益施設景観	◇地域の景観形成の核施設として、建築物のデザインはもちろん、緑化の推進やオープンスペースの確保などに配慮し、先導的に都市景観の向上に努めます。	鳥取市緑の基本計画	都市企画課	公共公益施設の緑化率の目標を設定し緑化を推進している。	・公共公益施設の整備について、景観の観点からの景観形成のための基準や指針が定められていない。 ・主要な眺望点が具体的に定められていない。	・本市が公共事業を行うにあたり遵守すべき、良好な景観の形成のための指針を策定する。
	◇大規模な文化施設等は、周辺の景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個性的な整備に努めます。	ホール等文化施設のあり方に関する基本方針	文化交流課	既存4施設の再編、新たな施設の整備について検討を行うにあたり、市の各種施策や計画等との整合を考慮する。		
	◇大規模開発や構造物の整備にあたっては、周辺環境に調和するとともに、市内の主要な眺望点からの全体景観への影響にも配慮します。	鳥取市景観形成条例に基づく鳥取市景観形成審議会の設置	都市企画課	建築規模等周辺景観に多大な影響がある行為について、景観形成審議会における意見聴取を実施している。		

【景観形成の基本方針5】市民との協働による景観まちづくり

区分	基本方針	実現施策等	担当課	実績と現状	評価と課題	改定の方向性
-	◇さまざまな機会を通じて、景観の保全や創造に向けた取り組みのPRや情報提供に努めます。	令和4年度都市景観大賞優秀賞受賞を契機としたPR	都市企画課	景観法制定20周年記念シンポジウム等で景観の保全に向けた取り組みのPRを行った。	・市民の景観に対する意識の高揚に向けた取り組みが不十分である。	・継続した情報発信やPR、また景観づくりの取り組みに対する支援制度を検討し、市民の景観意識の向上に努める。
	◇説明会や景観フォーラム、ワークショップなどを開催し、景観づくりに対する市民意識の高揚に努めます。	-	都市企画課	未実施		
	◇ごみのポイ捨て禁止や落書きの禁止など市民マナーの向上や清掃作業等によって、空間美化を推進します。	鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例	生活環境課	歩きたばこ、ごみのポイ捨て、犬の糞について、看板や路面シートの設置、チラシの配布およびパトロール等により、市民マナー啓発を行っている。		

検証② 現行計画の行為制限に関する事項の取り組み状況 → 計画策定時に想定されていなかった届出があるため、新たな規定が必要

鳥取市景観形成条例で定める規模要件に該当する行為を見ると、平成20年度から令和4年度までで合計1,006件、年間平均約70件程度の届出があり、区域別では全体の約80%程度が市域全域（重点区域を除く）に対しての届出、行為の種類別では全体の約60%程度が工作物に対する届出であった。

その中でも令和2年度は工作物に対する届出件数が特段多く、その86%が携帯電話無線基地局新設に対する届出であり、景観計画策定時には想定されていなかった太陽光発電設備、風力発電設備等の再生可能エネルギー施設に対する届出件数が増加している。

また、屋外広告物の申請件数は近年増加傾向にある。

さらに、鹿野地区ではまちなみ環境整備事業に伴う、修景に配慮した住宅整備が行われている。

区域別 届出、通知件数

年度	久松山山系	湖山池	因幡白兎	鹿野城下町	市域全域	合計
平成20年	0	0	0	0	17	17
21年	6	4	3	0	43	56
22年	5	10	0	0	64	79
23年	5	4	2	0	55	66
24年	8	5	1	0	62	76
25年	8	2	0	0	54	64
26年	7	3	2	0	34	46
27年	10	5	0	2	53	70
28年	8	0	0	0	57	65
29年	9	5	1	0	32	47
30年	10	0	0	0	58	68
令和元年	5	3	0	0	59	67
2年	3	6	5	0	124	138
3年	6	1	0	0	52	59
4年	6	3	1	0	78	88
合計	96	51	15	2	842	1,006
	9.5%	5.1%	1.5%	0.2%	83.7%	100.0%

行為別 届出、通知件数

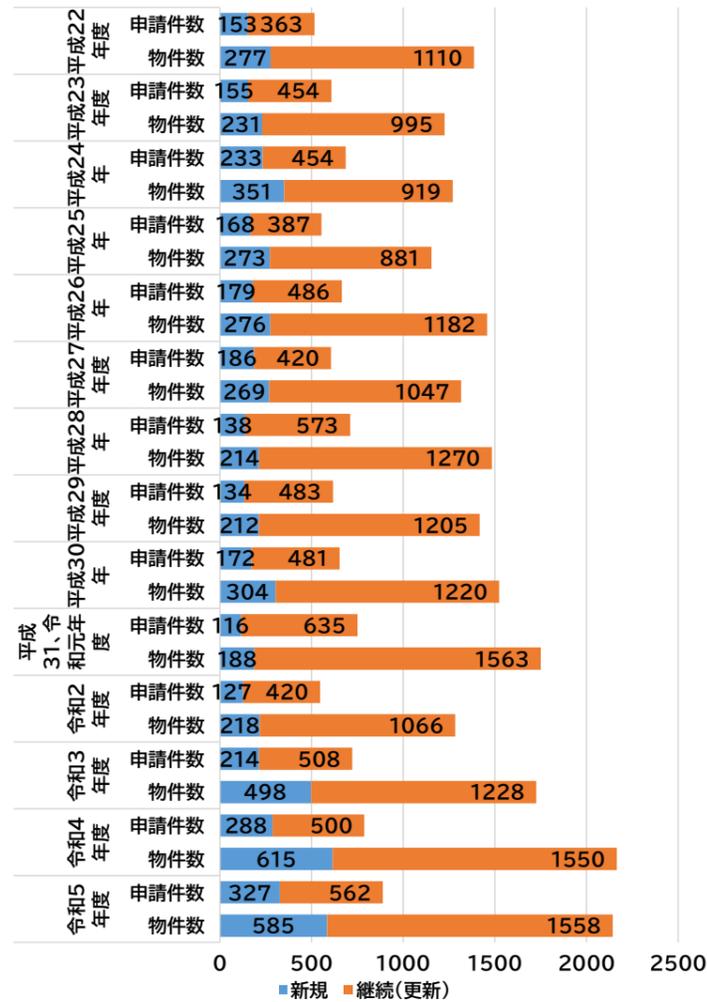
年度	建築物	工作物	開発行為他	合計
平成20年	データなし	データなし	データなし	17
21年	10	38	8	56
22年	13	60	6	79
23年	21	43	2	66
24年	31	41	4	76
25年	24	38	2	64
26年	19	23	4	46
27年	35	26	9	70
28年	31	23	11	65
29年	19	19	9	47
30年	24	41	3	68
令和元年	19	43	5	67
2年	15	112	11	138
3年	19	33	7	59
4年	20	60	8	88
合計	300	600	89	1,006
	29.8%	59.6%	8.8%	100.0%

86%が携帯電話無線基地局の新設

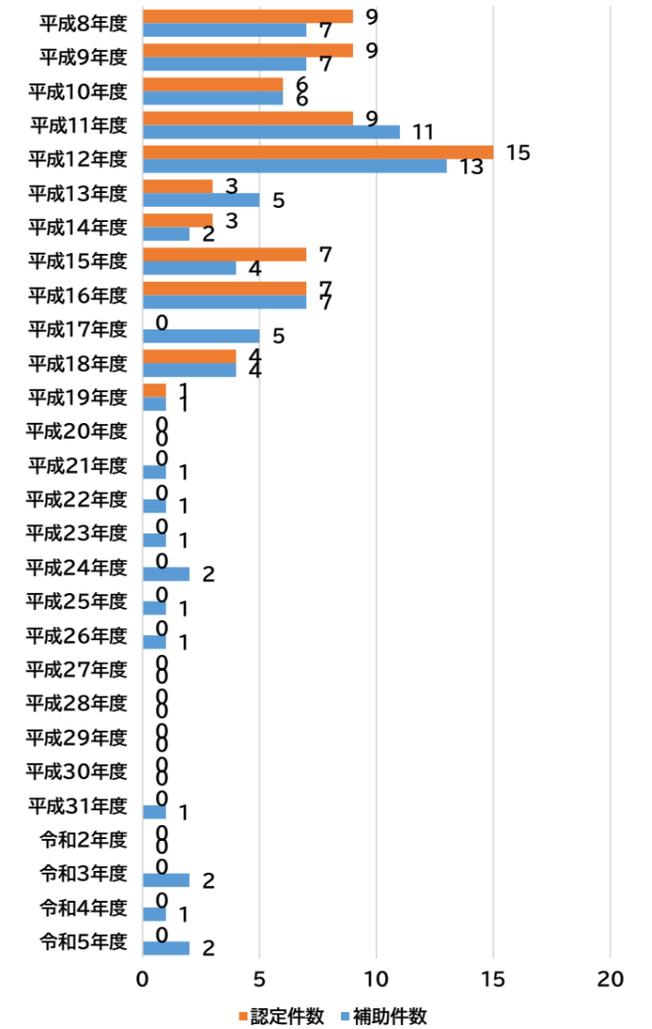
主な工作物の届出件数推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
携帯電話用無線基地局等	25	50	41	32	32	11	16	12	10	26	32	96	21	55
太陽光発電設備等	0	0	0	1	3	4	3	2	3	5	2	5	5	3
風力発電設備等(風況観測塔含む)	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	2	5	0	0
送電鉄塔等	0	0	1	2	1	1	1	1	2	2	0	3	3	1
合計	25	50	42	35	36	16	21	17	15	34	36	109	29	59

屋外広告物の許可件数



鹿野地区 街なみ整備 個人住宅修景 審議会認定件数と補助件数



検証③ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の取り組み状況 → これまでに指定がないため、候補の検討が必要（必須事項）

区分	指定の方針	指定状況
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> ◇歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを指定する。 ◇地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有しているものであること。 ◇景観形成・育成の観点から指定するものであり、当該建築物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。 ◇歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる地域におけるランドマークとなる建造物等についても積極的に対象とすること。 ◇建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合にあっては、それらを含め一体として対象とすること。 	指定なし
景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> ◇周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを指定する。 ◇当該樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。 ◇景観形成・育成の観点から指定するものであり、当該樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。 ◇新たな都市文化を創造することを望まれる地域におけるシンボルとなる樹木等についても積極的に対象とすること。 	指定なし